標準的な調停手続の進行

鹿児島県司法書士会調停センター

申立手続

①事務長が申立人（センター利用申込みをする人）に調停センターの手続について説明

▼

②申立人が調停センターへ調停申立書を提出する。

▼

センター手続

③事務長による申立ての受理・不受理の決定

▼

④受理：調停手続きの開始

▼

不受理：申立書等の返還

▼

⑤事務長が相手方に調停申立てがあったことなどを通知

▼

相手方手続

⑥《相手方が調停に参加することを承諾》
→事務長が相手方へ調停手続を説明

《相手方が参加を拒否又は参加意思不表明》
→手続終了

▼

調停手続

⑦センター長による調停人（手続実施者）の選任

▼

⑧第１回調停期日
→事務長による第１回期日の日程調整（当事者・手続実施者）

▼

⑨次回続行となる場合の手続実施者による説明・確認事項

▼

⑩第２回続行期日（手続実施者による日程調整）

▼

⑪第３回続行期日（手続実施者による日程調整）

▼

終了

⑫合意成立による終了

当事者による終了
申立人の取下
相手方の離脱

調停人による終了（成立の見込なし等）